

# 道路交通法の一部改正 (平成25年12月1日施行)



悪質・危険運転者を根絶するために  
**無免許運転に対する罰則が大幅に強化されました！**

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

**無免許運転は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金！**

**再確認**

**車両総重量5トン以上11トン未満は「中型自動車」です。**

**平成19年6月2日以降に普通免許を取得した方は、  
 中型自動車を運転することができません。**

## 法施行後の自動車の区分

最大積載量	車両総重量	乗車定員		区分		
		旧	新	10人以下	11人以上 29人	30人以上
				普通	普通	大型
6.5トン以上	11トン以上	大型	大型	大型自動車		
6.5トン未満 5トン以上	11トン未満 8トン以上		中型	中型自動車		
5トン未満 3トン以上	8トン未満 5トン以上	普通	普通	普通自動車		
3トン未満	5トン未満		普通	普通自動車		



※表中の赤色枠内は、特定中型自動車で、中型自動車のうち、法施行前の大型自動車に該当する自動車です。

## 運転できる自動車の区分

最大積載量	車両総重量	乗車定員		区分		
		旧	新	10人以下	11人以上 29人	30人以上
				普通	普通	大型
6.5トン以上	11トン以上	大型	大型	大型免許		
6.5トン未満 5トン以上	11トン未満 8トン以上		中型	中型免許		
5トン未満 3トン以上	8トン未満 5トン以上	普通	普通	普通免許		
3トン未満	5トン未満		普通	普通免許		



★中型免許制度導入前の運転免許証については運転できる車の範囲に変わりはありません。

★表中の赤色枠内は、中型免許制度導入前の普通免許をお持ちの方が制度導入後も運転可能な車の範囲です。

山梨県警察・(一社)山梨県安全運転管理者協議会